

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		予防規程の制定又は変更の認可
根拠法令等及び条項		消防法第14条の2第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	消防法第14条の2第2項
	参考事項	危険物の規制に関する規則第60条の2
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第14条の2</p> <p>2 市町村長等は、予防規程が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他の火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。</p>	